

## 議案件名（令和 8 年第 2 回定例会）

専決処分	1 件（条例の一部改正 1 件）
予算案	1 件（補正予算 1 件）
条例案	8 件（制定 2 件、一部改正 6 件）
一般議案	1 件（工事委託契約 1 件）

---

計 11 件

## （ 専 決 処 分 ）

- 1 専決処分について（千葉市市税条例の一部改正）（令和 8 年 3 月 31 日）  
（財政局 税務部 税制課）

地方税法の一部改正に伴い、軽自動車税の環境性能割を廃止したもの

- (1) 軽自動車税の環境性能割を廃止する。  
(2) 施行期日 R8. 4. 1  
(3) 法改正 R8. 3. 31公布、R8. 4. 1施行

## （ 予 算 案 ）

- 1 令和 8 年度千葉市一般会計補正予算（第 1 号）

## ( 条 例 案 )

### 1 千葉市市税条例の一部改正について

(財政局 税務部 税制課)

地方税法の一部改正に伴い、わがまち特例による固定資産税の課税標準の特例割合を改める。

(1) わがまち特例(※)による固定資産税の課税標準の特例割合を改める。

対象(R8. 4. 1～R11. 3. 31の間に取得されたもの)	特例割合(最初の3年度分)
太陽光発電設備(次世代型太陽電池の開発プロジェクトの支援を受けた者により製造される次世代型太陽電池)	1/3 (従前は1/2又は7/12)
風力発電設備(海洋再生可能エネルギー発電設備、港湾区域内水域等に設置するもの、脱炭素化に資するもの及び農林漁業の健全な発展と調和のとれたもの)	1/2 (従前は1/2又は7/12)

※わがまち特例(地域決定型地方税制特例措置)

地方税の特例措置について、従来、国が一律に定めていた特例割合を法が定める範囲内で条例で決定できるようにする仕組み

(2) 施行期日 公布の日

(3) 法改正 R8. 4. 1施行

### 2 千葉市客引き行為等の防止に関する条例の一部改正について

(市民局 市民自治推進部 地域安全課)

客引き行為等を行わせた事業者等に改善計画書の提出を義務付ける。

(1) 客引き行為等(※)を行わせた事業者及び客引き行為を受けた者を店舗に立ち入らせた事業者等に、違反行為を是正するために事業者が行う措置等を記載した改善計画書の提出を義務付ける。

※客引き行為、客待ち行為、勧誘行為、勧誘待ち行為

(2) 事業者が改善計画書を提出しなかった場合に、店舗の名称等を公表し、又は過料を科すことができることとする。

(3) 施行期日 R9. 1. 1

3 千葉市新アリーナの公共施設等運営権に係る実施方針に関する条例の制定について  
 (市民局 生活文化スポーツ部 スポーツ振興課)

新アリーナの公共施設等運営権を設定する民間事業者を選定するため、事業の実実施方針に関し必要な事項を定める。

(1) 新アリーナの公共施設等運営権(※)を設定する民間事業者を選定するため、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の規定により条例で定めることとされている事業の実実施方針に関する事項を定める。

・条例で定める主な内容

民間事業者の選定の手続、公共施設等運営権者が行う公共施設等の運営等の基準及び業務の範囲、利用料金に関する事項

※地方公共団体の長等が所有権を有する公共施設等について、民間事業者が運営及び維持管理並びにこれらに関する企画を行い、利用料金を自らの収入として收受することができる権利

(2) 施行期日 公布の日

4 千葉市都市農業交流センター設置管理条例の一部改正について  
 (経済農政局 農政部 農政課)

利用料金の上限の額を改定する。

(1) 改定内容

富田都市農業交流センター地域農業活動拠点施設 (1時間につき)

区 分		改定前	改定後
第1研修室	午前9時～午後5時	250円	320円
	時間外	380円	480円
第2研修室	午前9時～午後5時	100円	150円
	時間外	150円	220円
第3研修室	午前9時～午後5時	410円	480円
	時間外	620円	720円

(2) 施行期日 R9. 4. 1

- 5 千葉市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正について  
(こども未来局 こども未来部 こども家庭支援課)  
(こども未来局 こども未来部 健全育成課)  
(こども未来局 こども未来部 東部児童相談所)  
(こども未来局 幼児教育・保育部 幼保支援課)  
(保健福祉局 高齢障害部 障害福祉サービス課)

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部改正に伴い、保育所等に置くこととしている保育士として地域限定保育士を認めることとするほか、所要の改正を行う。

(1) 主な改正内容(国基準と同様の改正)

- ア 保育所等に置くこととしている保育士として地域限定保育士(※)を認めることとする。  
※保育士が不足するおそれが特に大きい場合に都道府県等が実施する地域限定保育士試験に合格した者。都道府県知事等の管轄する区域内に限り、業として、児童の保育及び児童の保護者に対する保育に関する指導を行うことができる。
- イ 保育所等に対し、児童対象性暴力等の防止及び当該行為が行われた場合の児童の適切な保護のための必要な措置を講ずることを義務付ける。
- ウ 保育所等での障害のある子どもや医療的ケア児の受入れを推進するため、保育士の数の算定に当たっては、理学療法士、言語聴覚士、心理担当職員等を1人に限り、保育士とみなすことができることとする。

(2) 改正する条例

千葉市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例ほか9条例

(3) 施行期日 公布の日((1)イについては、R8. 12. 25)

(4) 府令等改正 R7. 10. 1ほか施行

- 6 千葉市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び千葉市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について  
(こども未来局 幼児教育・保育部 幼保支援課)

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準等の一部改正に伴い、満3歳以上限定小規模保育事業の運営等に関する基準を定める。

(1) 改正内容(国基準と同様の改正)

児童福祉法の一部改正により、満3歳以上の児童に限定して保育する小規模保育事業(定員が6人以上19人以下)が創設されたことから、満3歳以上限定小規模保育事業の運営等に関する基準を定める。

(2) 施行期日 公布の日

(3) 府令改正 R8. 4. 1施行

7 千葉県公民館設置管理条例の一部改正について

(教育委員会事務局 生涯学習部 生涯学習振興課)

休止中の轟公民館の供用を再開する。

- (1) 空調改修工事のため令和8年2月から休止していた轟公民館の供用を再開する。
- (2) 施行期日 R8. 9. 1

8 千葉県空家を除却した土地に係る固定資産税等の減免に関する条例の制定について

(都市局 都市部 都市安全課)

空家を除却した土地に係る固定資産税等を減免することができることとする。

- (1) 空家を除却したことにより固定資産税及び都市計画税の住宅用地特例(※)が適用されなくなった土地に係る固定資産税等について、1年度分を減免することができることとする。  
※住宅が建っている土地の固定資産税等の税負担を軽減する制度
  - ア 減免の対象  
1年以上空家となっている住宅を除却した土地
  - イ 減免の額  
住宅用地特例が適用されなくなったことによる固定資産税等の増額相当額
  - ウ 実施期間  
減免による効果を検証するため、令和13年度課税分までの時限的な制度とする。
- (2) 施行期日 R8. 8. 1

( 一 般 議 案 )

1 工事委託契約について

(市民局 市民自治推進部 地域安全課)

委 託 名	千葉県LED防犯街灯照明機器更新等包括業務委託
委 託 場 所	千葉市内全域（ただし、市境付近において、他の自治体の区域内に本市が管理する防犯街灯が設置されている場合は、その範囲も含む。）
委 託 概 要	(1) 現地調査、設計一式 (2) システム構築一式 (3) 防犯街灯更新工事一式 (4) 防犯街灯維持管理一式
契 約 方 法	随意契約
契 約 金 額	1, 286, 945, 000円
契 約 期 間	契約締結日から令和20年3月31日まで
委託の相手方	千葉県LED防犯街灯照明機器更新等包括業務委託共同プロジェクト

(1) 電気料金の削減及び環境負荷の軽減のため、現行の防犯街灯賃貸借契約の満了に合わせ、市内の防犯街灯を一括して消費電力の少ない灯具に更新するとともに維持管理を行う包括業務委託契約を、公募型プロポーザル方式により選定した事業者と締結する。

(2) 今後の予定

R8年度	現地調査、設計
R9年度	更新工事
R10～19年度	維持管理